

鎌倉市監査委員公表第6号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき監査を実施したので、同条第4項により、監査結果を公表します。

平成28年2月16日

鎌倉市監査委員 八木 隆太郎  
同 納所 輝次

## 監査結果書

### 1 監査の種類

地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求に基づく監査

### 2 監査対象

都市整備部道路課

### 3 監査期間

平成27年12月18日から平成28年2月16日まで

### 4 監査を実施した委員

監査委員 八木 隆太郎

同 納所 輝次

### 5 請求の受理

#### (1) 請求人

(住所 略)

(氏名 略)

#### (2) 請求書の提出

平成27年12月18日付けで請求書が提出され、同日に受付をした。

#### (3) 請求人から提出された事実証明書(当初)

事実証明書1の1 方策案の総合所見

事実証明書1の2 隧道対策工の検討 方策①

事実証明書1の3 方策④：既往成果 切土案対策工 イメージ図

事実証明書1の4 隧道対策工の検討 方策④

事実証明書2 「坑口補強+アーチ・パネル(透明型)工法」予算聴き取り

#### (4) 請求の内容

請求人提出の鎌倉市職員措置請求書によれば、請求の要旨及び措置請求は、次のとおりである。

##### ア 請求の要旨

請求人は、措置請求書において、鎌倉市長は、北鎌倉隧道(通称・みどりの洞門)の開削工事の予算として、鎌倉市議会本会議において、8,200万円を議案として提出しこれを議決・承認させた。この予算は、平成27年8月末日に市長に提出された「北鎌倉隧道安全性検証等業務」の報告書に基づき提案されたものであるが、同報告書

には最終的に、北鎌倉隧道をそのまま残す「抗口補強＋アーチ・パネル（透明型）工法」と、北鎌倉隧道を破壊する「既往成果の開削案」との二つが合理性のあるものとして提示されており、どちらも安全性は確保されると評価されたにもかかわらず、鎌倉市長は後者の「開削案」を採用し、その予算を議会で承認させたものである。そして、当該予算は、前者の「抗口補強＋アーチ・パネル（透明型）工法」の方が1億200万円であるのに対し、後者の「開削工法」は1億2,800万円であり、平成28年度も追加予算が必要とされている。地方自治法は第4条第1項に「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」と定めており、今回の開削工事の予算は同法に違反することは明白であるから、不当な公金の支出として鎌倉市長松尾崇に対し差し止める等必要な措置を監査委員が講ずることを求めるとしている。

#### イ 措置請求

北鎌倉隧道（通称・みどりの洞門）の開削工事の予算に係る公金の支出について差し止める等の必要な措置を求める。

#### (5) 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

また、予算の執行の差し止めの措置請求に係る地方自治法第242条第3項の執行停止の勧告については、当該条項の要件等を審査した結果、当該行為を停止することにより安全対策が遅れ、人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止を阻害するおそれがあることから、勧告しないことに決定した。

### 6 監査の実施

#### (1) 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成28年1月14日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、次の証拠の提出があり、陳述が行われた。

#### ア 証拠の提出(事実証明書の追加)

事実証明書3 現地写真1～3ならびに住宅明細地図

事実証明書4 北鎌倉駅裏トンネル（北鎌倉隧道）安全対策について（山ノ内下町中町内会）と題する回覧の写し

事実証明書5 平成26年度 第2回文化財専門委員会議事概要の写し

事実証明書6 「鎌倉歩いています」（人文社）表紙の写し

#### イ 請求人の陳述

陳述人 請求人（氏名略）

この陳述による主張は、次のとおりであった。

(ア) 北鎌倉隧道（通称・みどりの洞門）は、崩落等の危険があり、安全性をいかに

確保するかの観点から、市長が一般社団法人日本トンネル技術協会（以下「トンネル技術協会」という。）に安全性検証等業務を委託し、その報告書の中から基本的には現況のトンネルを残し、崩落の危険がないように補強を加え、小型車と歩行者が通行でき、コストが1億200万円の坑口補強+アーチ・パネル（透明型）工法案と、トンネルを壊して横のがけ地を補強して車両が2台通行できるようにしてコストが1億2,800万円の開削案の二つの案を検討した結果、予算的に高い開削案を選定した。このことは、地方財政法第4条第1項に定める、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない旨の規定に違反する。

- (イ) 民地への影響について、トンネル技術協会の報告書の中に、坑口補強+アーチ・パネル（透明型）工法案は3.4平方メートルの民地を、また、開削案は72.6平方メートルの民地を使わなければ工事ができないとしており、前述のコストにはこの買収費や地代が入っておらず、予算にも計上されていない。しかし、工事に付随して、土地の買収費等が必要なことは当然である。しかも、開削案のほうが民地の広さからいっても、買収費等がかかる。

また、今回の工事予算には、がけ地に関して景観をできるだけ残す案を採用し、がけ地をコンクリートで固める、植栽をする等の工事が今後必要となるが、その予算が入っていない。これらにより、上記の開削案で出されたコストの金額だけでは済まないことは歴然としており、これも地方財政法第4条第1項に定める、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない旨の規定に違反する。

- (ロ) 開削案では、60度の急斜面のがけ地が残り、崩落の危険性が極めて大きく、この急斜面のがけ地の保全には、地盤を押さえる強固な工事をしなければがけ地の保全はできないので、今後も甚大な予算がかかる可能性があり、これも地方財政法第4条第1項に定める、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない旨の規定に違反する。

- (エ) 安全性の確保の観点からいえば崩落の危険があっても、東日本大震災のときも、この北鎌倉隧道は崩落しなかったし、仮に大きな災害等があったときは一時通行止め等をすれば、坑口補強+アーチ・パネル（透明型）工法案で十分対応可能であり、全く安全性には支障がない。また、トンネル技術協会のトンネル検証業務の中で、検証委員会委員の一人が大きな地震等があれば確かに危ないが、それ以外ではすぐに崩落する危険性はないのではないかと述べており、亀裂等が発生しているところをコンクリートで埋める、あるいは、上の根が岩盤を侵食して、そこからひび割れ等が発生するのであれば、その根を取り除き、補強工事等を行えば十分に現在のまま、この北鎌倉隧道は、安全性を確保したまま維持できると考えられるのに、金額が高い開削案を選択したことは、地方財政法第4条第1項に

定める、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて支出してはならない旨の規定に違反する。

(イ) 北鎌倉隧道の開削理由として、緊急車両が通行できないことが挙げられているが、救急車両は、現状、円覚寺の境内のがけ上にある雲頂庵までの道路に入ることができ、消防車両は消火栓の設備がトンネルの奥に整備されており、問題はないと聞いている。このことから、あえてこの開削工事により北鎌倉隧道を壊して、緊急車両を通行できるようにする意味はなく、その効果を受ける住民はわずか数軒にすぎない。受益者が非常に少数であるという点を考えても、最少の経費で最大の効果をあげる観点から、坑口補強+アーチ・パネル（透明型）工法案で十分である。

(ロ) 北鎌倉隧道、通称・みどりの洞門は、一遍上人の絵図等にも出てくる非常に重要な歴史的な場所であり、歴史まちづくり推進担当で、国に対して地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、通称、歴史まちづくり法の鎌倉市の申請を平成 27 年 12 月 18 日付で提出している。これは、円覚寺の境内から旧鎌倉市街地に関して、重点地区としてきちんと保全を行う主旨で、その場所を保全地区として申請を出して、3 箇月ほどで、国の認可が下りると聞いている。国に対して申請を出しながら、一方で壊してしまうという市の姿勢は矛盾したものである。

## (2) 書類調査

監査の実施に当たり、市長に対して次に掲げる書類の提出を求め、調査を行った。

ア 職員措置請求書で指摘されている北鎌倉隧道安全性検証等業務に係る関係書類一式

イ 職員措置請求書で指摘されている北鎌倉隧道開削工事補正予算の内容がわかる書類等一式

ウ 職員措置請求書で指摘されている北鎌倉隧道開削工事に係る原議等関係書類一式

## (3) 聴き取り調査

平成 28 年 1 月 25 日に、本件請求について、次の関係職員からの聴き取り調査を行った。

都市整備部長、都市整備部次長兼道路課担当課長、道路課担当課長

この聴き取り調査は、請求書及び証拠書類について、記載の事実及び事項に対する主張と見解について聴取し、調査を行った。

## 7 監査の結果

本件については、監査委員の合議により、次のように決定した。

請求人の主張には理由がないものと判断し、本件請求を棄却する。

以下、その結論に至った理由について述べる。

(1) 事実関係の調査

監査の結果、次の事項を確認した。

ア 北鎌倉隧道の安全対策に係る経過について

- (7) 昭和 63 年 北鎌倉隧道の大船側で大規模な崩落が発生したため、当該隧道の安全対策を地元へ提案したが、一部の市民から景観面での反対意見があり、事業着手に至らなかった。
- (4) 平成 8 年度 安全対策を実施するための地元調整を行ったが、事業着手に至らなかった。
- (9) 平成 16 年度 国土交通省から北鎌倉隧道部分の土地の譲与を受けた。
- (ニ) 平成 17 年度 「北鎌倉トンネル調査業務委託（市道 434 - 046 号線）」により、近接目視点検・弾性波調査・地山の試料の力学試験による北鎌倉隧道の状態把握と安全性の評価を実施した。
- (オ) 平成 22 年 6 月 地元と副市長も加わった市の懇談会を開催した。  
～平成 23 年 11 月
- (カ) 平成 22 年 10 月 7 日 地元 11 自治・町内会から市長宛に「北鎌倉駅ホーム脇道路の安全対策に関する要望書」が提出された。
- (キ) 平成 24 年度 関係機関との調整協議を実施した。
- (ク) 平成 25 年 12 月 北鎌倉駅裏トンネルの安全対策協議会を設置した。
- (ケ) 平成 26 年 1 月 「北鎌倉トンネル改修設計等業務委託(市道 434 - 046  
～平成 27 年 3 月 号線)」により、平成 17 年度の委託と同様の点検・調査等による状態把握とともに三次元 FEM 解析を行い、北鎌倉隧道の安全性に係る検討を実施した。
- (コ) 平成 26 年 12 月 市議会 12 月定例会において、「北鎌倉駅裏トンネル安全対策の早期実現を求める陳情」が採択され、「緑の洞門(北鎌倉駅沿いの岩塊・トンネル)の保存を求める陳情」は継続審査となった。
- (サ) 平成 27 年 2 月 25 日 市議会 2 月定例会で、市長が「安全と景観の両立ができるというのが一番いいことである。安全性について再度ここで立ち止まって、検証していきたい。」「(既往の調査結果については)ほかの機関にも検証してもらおうことをやっていきたい。」旨の発言をした。
- (シ) 平成 27 年 3 月 31 日 公益財団法人神奈川県都市整備技術センターから、

北鎌倉隧道の点検調査結果として、「利用者に対して影響が及ぶ可能性が高い」、「緊急に対策を講じる必要がある」旨が報告された。

- (ス) 平成 27 年 4 月 28 日 北鎌倉隧道を道路法第 46 条に基づき通行禁止の措置を実施した。
- (セ) 平成 27 年 5 月 29 日 トンネル技術協会と北鎌倉隧道安全性検証等業務委託の契約を締結した。
- (シ) 平成 27 年 6 月 25 日 トンネル技術協会に委託した北鎌倉隧道安全性検証等業務委託に係る第一回検証委員会を開催した。
- (ス) 平成 27 年 7 月 17 日 トンネル技術協会に委託した北鎌倉隧道安全性検証等業務委託に係る第二回検証委員会を開催した。
- (フ) 平成 27 年 8 月 18 日 トンネル技術協会から、中間報告書が提出された。
- (ツ) 平成 27 年 8 月 20 日 市長決裁により、北鎌倉隧道の安全対策を開削工法により実施することを決定した。
- (テ) 平成 27 年 8 月 31 日 トンネル技術協会から、中間報告書と同様な内容の最終報告書が納品された。
- (ト) 平成 27 年 10 月 30 日 市議会 9 月定例会で、北鎌倉隧道の安全対策工事の補正予算が可決された。

#### イ トンネル技術協会の報告に基づく安全対策案について

平成 27 年 5 月 29 日に北鎌倉隧道安全性検証等業務委託契約を締結したトンネル技術協会から、同年 8 月 18 日に検証の結果に係る中間報告書が提出され、同年 8 月 31 日に同最終報告書が納品されている。なお、中間報告書については、市が結果を早期に把握する必要性に応じ、参考資料を除いた本文を中間報告として最終報告の前に提出されたもので、その内容は最終報告書と同一のものであった。

検証結果の報告書には、現在の北鎌倉隧道の安全性の所見とその方策の検証結果が提案されており、その内容は次のとおりである。

(7) 現在の北鎌倉隧道の安全性については、次の所見が述べられ、最後に、現状のままでは、大地震等の外圧があれば、大きく崩落する可能性があり、トンネル道路の通行の再開のためには、最低限、両坑口をコンクリート等で固めるなどの対応と JR 側の側壁の補強、トンネル上部の山の樹木を伐採し、表土を落とした上で、亀裂や地山状態を確認し補強対策を施すことが必須であると考え。したがって、山の景観を維持することは困難と考えると結んでいる。

a 現状から、本トンネルの内空側は通常の状態では直ちに崩壊する危険性は明確ではないが、両坑口部の山の状態は、樹木の状況から岩盤の柔らかい部分から地中に根が入り込み、これまでに何度も剥落が起きており、今後も常に剥落が起きる可能性があるため、第三者被害を及ぼす危険性がある。

- b 鎌倉側坑口部のひび割れは開いていて、トンネル内で繋がっていると予想される。JR側の側壁部とはひび割れで分離され、応力的な繋がりがなく、片持ち状態にあると想定される。
  - c JR側の側壁は薄く、現状は樹木と表土により直接確認できないが、地中に根が入り込めば、外圧等により崩壊する可能性が高い。
  - d トンネル天井部には縦断方向に亀裂が認められ、既にトンネル足元の応力は解放されていると考えられ、トンネル上部の岩塊が拝むような形となり、かろうじてやせ尾根の均衡を保っている一部不安定な状態にあると想定される。
  - e このようなことから、現状の北鎌倉隧道は第三者被害を及ぼす危険性があり、危険性が取り除かれていない状況から、通行止めの措置は妥当といえる。
- (イ) 提案された検証結果に基づいた方策は、八つの方策について検討され、そのうち、整備目的、地形条件、用地条件などから実現性のあるもの及び合理性があるものとして、次の二つの方策案が選定され、報告されている。
- a 方策①の坑口補強+アーチ・パネル（透明型）工法案  
一部素掘りの面を残すが、両坑口及びJR側の側壁の補強が必要であり、トンネルは人工的なものとなり、小型車と歩行者のみが通行でき、緊急車両は通行できない案
  - b 方策④の開削案  
トンネル及び上部の景観を残らず、横のがけ地を補強し、車両が2台通行でき、緊急車両も通行でき、法令（道路構造令）に適合する案
- ウ 方策①「坑口補強+アーチ・パネル（透明型）工法案」及び方策④「開削案」の総合所見について
- (ア) 方策①「坑口補強+アーチ・パネル（透明型）工法案」
- a トンネル、一部内面の岩肌及び部分的に山の景観が残せる。
  - b 一部素掘り面を残すことにより、安全性に関し不安が残る。大地震時に第三者被害を生ずる可能性があり、恒久的な対策としては不安定である。
  - c 北鎌倉隧道の現状から両坑口及びJR側の側壁の補強は必須であり、現状の素掘りのトンネルとは異なり、人工的なものとなる。
  - d 地盤強化のため、一旦、全ての樹木を伐採し、表土を取り除き、調査の上、亀裂等に対する補強が必要となる。
  - e 民有地、約3平方メートルを利用する。
  - f 周辺の道路幅が4メートルとなったときに、ボトルネックとなる。
  - g 初期投資は比較的少ないが、その後素掘り部の頻繁な維持管理が必要となる。
  - h コストは、維持管理費を含めて、1億200万円である。
- (イ) 方策④「開削案」
- a トンネル及び上部の山の景観は残らない。

- b 安全性は高いが、将来、小規模な崩落を起こさないためには、地権者の協力を得て法面高を下げ、安全性を高めることが望ましい。
- c 地震時等の法面の小規模な崩落に対し、落石防護柵が必要となる。
- d 周辺景観と調和できる工法の選択に幅がある。
- e 法面保護に当たっては、化粧・緑化等による景観配慮を施すことが望ましい。
- f 民有地、約72平方メートルを利用する。
- g 道路幅を4メートルとでき、ボトルネックとならない。緊急車両が通行できる。道路構造令の基準に適合できる。
- h 初期投資は比較的高いが、その後の維持管理は容易である。
- i コストは、維持管理費を含めて、1億2,800万円である。

エ 開削案を選定した理由について

都市整備部道路課への聴取によれば、開削案を選定した理由は、次のとおりである。

(ア) 北鎌倉隧道を残すためには、両坑口とJR側の側壁の補強及び隧道上部の樹木を伐採し、表土を落とした上で、亀裂や地山状態を確認し、補強対策を施すことが必須であり、一部の内面は素掘りのまま残せるものの、外観は人工的なものとなること。

(イ) 一部を素掘りのまま残すことにより、将来の安全性に関して不安が残り、大地震時に第三者被害が生ずる可能性があること。

(ウ) 開削した場合は、トンネル及び上部の山は残らないが、周辺景観との調和ができる工法の選択の幅があること。また、法面の高さを下げることで、より安全性を高めることができること。

これらを総合的に判断した。

オ 坑口補強+アーチ・パネル（透明型）工法案に比べて開削案の費用が高額となる理由について

トンネル技術協会が算出した開削工事の1億2,800万円の費用には、工事費や維持管理費の他に、法面崩壊時に備えた地山の計測費が含まれている。これは、工事中に何らかの影響で地山が動いた場合、JRの列車が停車する設備を設置する安全対策の費用を計上しているためで、その費用として、計測管理費込みで、4,000万円が含まれている。なお、JRと敷地内に仮設防護柵を設置することを協議しており、その結果、安全対策設備の必要がなくなると、開削案の費用は8,800万円となり、坑口補強+アーチ・パネル（透明型）工法案よりも安価となる。

カ 議決された当該工事の補正予算の内容について

トンネル技術協会の検証結果を踏まえ、山の開削に伴って生じるおそれのあるJR側への土砂流出の影響を防ぐ強固な仮設防護壁を設置し、更に新たに出現する法面については、路面から5メートルの位置に小段を設け、法面の角度は73度とし、開

削で露出した山の地肌をコンクリートで抑えるという工法であった。工期は2箇年に渡り、平成27年度から平成28年度にかけての継続費として植栽費用も含めた工事費が9,350万円（平成27年度5,400万円、平成28年度3,950万円）、更に、仮設防護壁設置に要する費用2,800万円は設置工事を行うJRへの負担金として計上している。よって、工事費及び負担金の総額は、平成27年度分が8,200万円、平成28年度分が3,950万円となる。

キ 執行予定の北鎌倉隧道安全対策工事の内容について

当初の計画は、機械作業により一気に山を開削することから、JR側に土砂流出の影響を防ぐ強固な仮設防護壁を設置するものであり、新たに出現する法面については路面から5メートルの位置に小段を設け、法面の角度を73度とし、開削で露出した山の地肌をコンクリートの擁壁で抑えるという工法であった。この工事では、鉄道への影響を避ける必要があることから、夜間に行わなければならない部分があった。その後、JRとの意見交換などを踏まえ、山の開削については人力作業として徐々に掘削を行うことにより、JR側への土砂流出を防ぐ強固な仮設防護壁の設置が不要となるとともに、昼間工事により進めることが可能となった。更に、新たに出現する法面については小段をつくらず、法面の角度を60度と緩やかにすることで、宅地造成等規制法施行令第6条第1項第1号イ(1)の規定に基づき、擁壁で抑える必要がなくなることから、山の地肌が露出される工法とした。この方法に基づく設計金額は55,512,000円で、一般競争入札を実施した結果、47,448,720円で落札された。

ク 北鎌倉隧道の文化財的、歴史的価値について

北鎌倉隧道の岩塊は、既にその一部が横須賀線の軌道整備の際に削り取られ、消失しており、昭和40年頃に行われた史跡指定の際にも史跡の範囲に含まれなかったものであり、この場所の歴史的記録については必要ではあるが、北鎌倉隧道そのものを史跡として保存する価値は認められないこと、また、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、通称、歴史まちづくり法に基づく「鎌倉市歴史的風致維持向上計画」が認定され、この地域を重点地区とすることとしているが、道路課としては、この北鎌倉隧道そのものを文化財的な価値があるものとして保存する考えがないとの歴史まちづくり推進担当の確認を得ている。

(2) 監査委員の判断

地方自治法第242条に規定する住民監査請求において、その対象となるのは、普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実に限られ、市長等の政策的判断についてはその対象とはならないものである。しかし、当該措置請求において請求人は、当該安全対策工事を選定した市長等が判断した結果の行為について、地方財政法第4条第1項に違反していると主張している。

請求人が主張する地方財政法第4条第1項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定している。このことについて、「地方公共団体や地方行財政の運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否かは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、首長制と間接民主制とを基本とする現行地方自治制度の下においては、このような判断は、当該地方公共団体の議会による民主的コントロールの下、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているものというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、上記各規定違反の違法性が肯定されると解すべきである。そして、上記の長に広範な裁量権を与えた趣旨からすると、長の判断の基礎とされた重要な事実を誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くものと認められる場合、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により長の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるものと認められる場合に限り、長の判断が上記の裁量権を逸脱又は濫用するものであると認めるのが相当である(最高裁判所昭和53年10月4日大法廷判決・民集32巻7号1223頁参照)」と判示している(平成17年7月27日大阪高等裁判所判決)。

したがって、上記判決に照らし、市長又はその委任を受けた職員の判断において、全く事実の基礎を欠き、又は社会通念上に照らして、著しく妥当性を欠き、裁量権を逸脱又は濫用するものと認められるかどうかについての判断をすることになるが、その判断の前段として、本件の請求人が主張する事実について検討することとする。

ア 請求人は、請求書及び陳述において、トンネル技術協会の二つの案のうち、どちらも安全性は確保されると評価されたにもかかわらず、高額の開削案を選択したことについての違法性を主張している。しかし、前述の7(1)事実関係の調査ウ(7) bにおいてふれているが、方策①「坑口補強+アーチ・パネル(透明型)工法案」の所見において、「一部素掘り面を残すことにより、安全性に関し不安が残る。大地震時に第三者被害を生ずる可能性があり、恒久的な対策としては不安定である。」としており、安全性を確保しているとは認められない。

また、高額の方策④の「開削案」を市長が選択したことについては、安全対策工事を行うに当たり、道路の通行機能が確保でき、実現性のある北鎌倉隧道整備の方策があるのかを探る必要があると判断し、具体的な工法の提案についてトンネル技術協会に委託したもので、前述の7(1)事実関係の調査エにおいてふれているが、この結果を踏まえて、より安全性が確保される方策④「開削案」を選定したものであるから、市長の恣意的な選定とは認められるものはないものと判断する。

イ 請求人は、陳述において、民地への影響については、工事執行に際して、買収費や地代が予算に計上されておらず、開削案のほうが民地を利用する面積が多いため、

買収費等が高くなり、高額となることや、今回の工事予算には、がけ地をコンクリートで固め、植栽をするなどの工事の予算も入っておらず、当初予算で出された費用だけでは済まないことが歴然としていること、更に、60度の急斜面のがけ地が残り、崩落の危険性が極めて大きく、地盤を押さえる強固な工事をしなければ、がけ地の保全是できないので、今後も甚大な予算がかかる可能性があり、これらが地方財政法第4条第1項に違反するとの主張をしている。この主張については、まず、買収費や地代の費用については、寄附など無償による供与の可能性もあり、今後、どのくらいの費用が必要かどうか決められないこと、また、今回の予算には、がけ地をコンクリートで固め、植栽をする経費が入っていないとの主張については、職員の聴き取り調査によれば、前述の7(1)事実関係の調査キにおいてふれているが、山を掘削した後の斜面は岩肌をそのまま残し、法面の高さを低くし73度から60度に傾斜度を緩やかにしたため、コンクリートで抑える必要がなくなること、また、植栽等の景観配慮の経費については工事費用に含まれていることを確認している。更に、その他の工事費用については、これらの工事費がどのくらいかかるかなどが未確定で、これらの主張はあくまでも請求人の推測であり、具体的に必要な工事等の費用の金額もはっきりとは示されていないことから、このことが違法性の根拠となることについては認めることができない。

ウ 請求人は、陳述において、緊急車両の通行については、他の方法で救出や消火ができるので、少数の住民のために北鎌倉隧道を壊して、緊急車両を通行できるようにする意味があるのかと主張している。しかし、そこに住む住民にとって、少しでも早い対応を望むことは当然であり、緊急的な救助は受益者の少数、多数を選択できるものではなく、請求人の主張は認めることができない。

エ 請求人は、陳述において、北鎌倉隧道の歴史的価値について、一遍上人の絵図等にも出てくる非常に重要な歴史的な場所であるとし、市は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、通称、歴史まちづくり法に基づく計画の認定申請を行い、その計画の中で、この北鎌倉隧道のある場所を重点地区としていながら一方で北鎌倉隧道を壊す姿勢は矛盾していると主張している。しかしながら、このことについては、今回の請求書における請求人の地方財政法第4条第1項に係る違法又は不当についての主張の根拠とすべき事由とは異なる市長等の政策的な判断に関するものであり、監査の対象とは認めることができない。

上記の調査及び検討した結果を踏まえると、当該措置請求に係る財務事務上の行為において、その原因たる行為である市長の選択した判断に存する違法事由の内容及び程度が、予算執行の適正の見地から看過し得ないものであるとは認められず、また、実施しようとしている当該行為においても、全く事実の基礎を欠き、又は社会通念上に照らして著しく妥当性を欠くと評価すべき事実は存在しないというべき

であり、市長に裁量権の逸脱又は濫用があったとすることはできない。

よって、本件については、請求人の主張に理由がないものと判断する。